

立川市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金交付申請書 兼 誓約・同意書

年 月 日

立川市長 殿

立川市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金の助成を受けたいので要件を確認のうえ、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

申請者	ふりがな	たちかわ たろう	電話番号	080-1234-5678
	氏名	立川 太郎	生年月日	昭和 平成 ●●年 ●月 ●日
	住所	(〒190-8666) 立川市 泉町1-1-1	↓ 代理人が申請する場合こちらも記入	
代理人	ふりがな		電話番号	
	氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
	住所			
上記の者を代理人と認め、立川市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金交付申請書 兼 誓約・同意書の提出を委任します。			申請者 本人氏名	署名（申請者フルネーム）
世帯員	氏名	立川 花子	(続柄： 妻)	
	氏名	立川 一郎	(続柄： 長男)	
	氏名	立川 二郎	(続柄： 次男)	
世帯区分	<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度又は令和8年度住民税が非課税の世帯 <input type="checkbox"/> 令和7年度又は令和8年度住民税が均等割のみ課税の世帯 <input type="checkbox"/> 令和7年度又は令和8年度中に児童扶養手当を受給している人が属する世帯			
申請理由	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅に1台もエアコンを設置していないため。 <input type="checkbox"/> 自宅にエアコンは設置しているが、故障により使用可能なエアコンが1台もないため			
交付方法	<input type="checkbox"/> 申請者本人の口座（支給対象決定後、ご自身で購入し立川市へ請求）★1 <input checked="" type="checkbox"/> 業者から立川市へ請求（支給対象決定後、業者へご相談ください）★2			
同意・誓約事項	裏面に署名欄があります。記入漏れの無いようご注意ください。			

<申請時の提出書類> (該当箇所に✓をご記入ください)

✓	立川市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金交付申請書兼誓約・同意書
✓	申請者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認証等の写し） ※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類もあわせて必要となります。
✓	【令和7年1月2日以降に立川市に転入した方】 世帯全員の令和7年度住民税課税（非課税）証明書
	【令和8年1月2日以降に立川市に転入した方】 世帯全員の令和7年度又は令和8年度住民税課税（非課税）証明書
	【児童扶養手当を受給している方】 令和7年度又は令和8年度中に児童扶養手当を受給していることがわかるもの
	【代理人が申請する場合】 法定代理人が申請する場合は、代理権を証する公的証明書の写し等を、その他の方が代理人となる場合は、市長が必要と認める書類

↑ 代理人申請の場合

裏面に署名欄があります。ご注意ください。→

同意・誓約	<u>私は、下記の各事項について同意し、確認のうえ誓約します。</u> 署名（申請者フルネーム） 立川 太郎
-------	--

1 同意事項

- (1) 立川市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金の交付可否の審査のため、申請者及び世帯員の住民基本台帳情報、住民税情報等を必要な範囲で調査、確認することに同意する。
- (2) 立川市は、助成金の交付における、申請者のエアコン購入・設置（設置に伴う工事等）に関し、家主との賃貸借契約に関する事項について、一切の責任を負わないことに同意する。
- (3) 立川市職員が必要に応じてエアコンの設置状況等を訪問調査、確認することに同意する。

2 誓約・確認事項

- (1) 助成金の上限額は100,000円であり、上限額を超えた部分については自己負担となること。
申請・審査を経て交付決定されると、申請者には立川市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金交付決定通知書（以下「助成決定通知書」という。）が郵送されること。
★1 助成金の交付を受けるためには、助成金の請求申請（領収書の送付等）が必要です。
★2 助成決定通知書を立川市内のエアコン販売業者へ持参し、値引き購入することが出来ます（上限を超えた額は自己負担となります。）。この場合、助成金の請求及び受領の権限を当該エアコン販売業者に委任します。
- (2) 立川市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業助成金交付請求書（第4号様式）を、立川市に対し令和9年2月28日までに提出すること。
- (3) エアコンの購入及び設置工事の依頼は申請者が行い、設置場所は申請者の自宅であること。
- (4) 令和9年3月31日までに設置されたエアコンが助成対象となること。
- (5) 自宅に現に設置しているエアコンの故障等で冷房機能を使用できず、助成金を申請する場合は、当該エアコンの所有権が申請者にあること。
- (6) 設置場所が賃貸物件の場合は、同助成金の申請前に当該物件の家主にエアコンの設置等について承諾を得ていること。この場合において、賃貸住宅の部屋の設備としてエアコンが設置されている場合の故障は、助成金の対象とならないこと。
- (7) 助成金で購入・設置したエアコンについて、申請者は最善の注意をもって使用し、維持管理に努めること。
- (8) 助成金で購入・設置したエアコンを助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (9) 申請者及び世帯員は、暴力団員等や暴力団密接関係者ではないこと。
- (10) 申請内容に虚偽がないこと。虚偽の申請その他不正の手段により交付を受けたことが判明した場合、速やかに立川市へ助成金を返還すること。